

高地包第240号
令和6年1月31日

指定居宅介護支援事業所管理者 殿

高松市長 大西 秀人
(公 印 省 略)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託業務における取り扱い
の変更について（通知）

平素は、本市の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務（以下「介護予防ケアマネジメント等」という。）を円滑に行い、介護支援専門員の業務負担の軽減等を図るため、次のとおり運用の変更等を行います。

つきましては、年度途中の通知となり誠に恐縮ですが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 委託先変更における運用変更【表1参照】

地域包括支援センター（以下「センター」という。）又は他の居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）から利用者を引き継ぐ場合の運用について、次のとおり変更します。

(1) 変更前（従来）

委託開始月の前月にケース会議を開催し、委託開始月に介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）に利用者の同意を得て交付する。

(2) 変更後（令和6年3月1日委託先変更から）

委託開始月の前月にサービス担当者会議を開催し、ケアプランに利用者の同意を得て交付する。同意日は、担当者会議において利用者より同意を得た日とする。

(3) センターとの連携について

委託先変更をする場合は担当センターへ委託先変更日を連絡してください。センターが、委託依頼書及び外部提供資料（認定調査書・主治医意見書）を提供します。

事業所は、ケアプラン原案を作成後、センターに計画原案を紙面で提出してください。センターが計画原案の内容を確認し、修正の有無等を御連絡します。

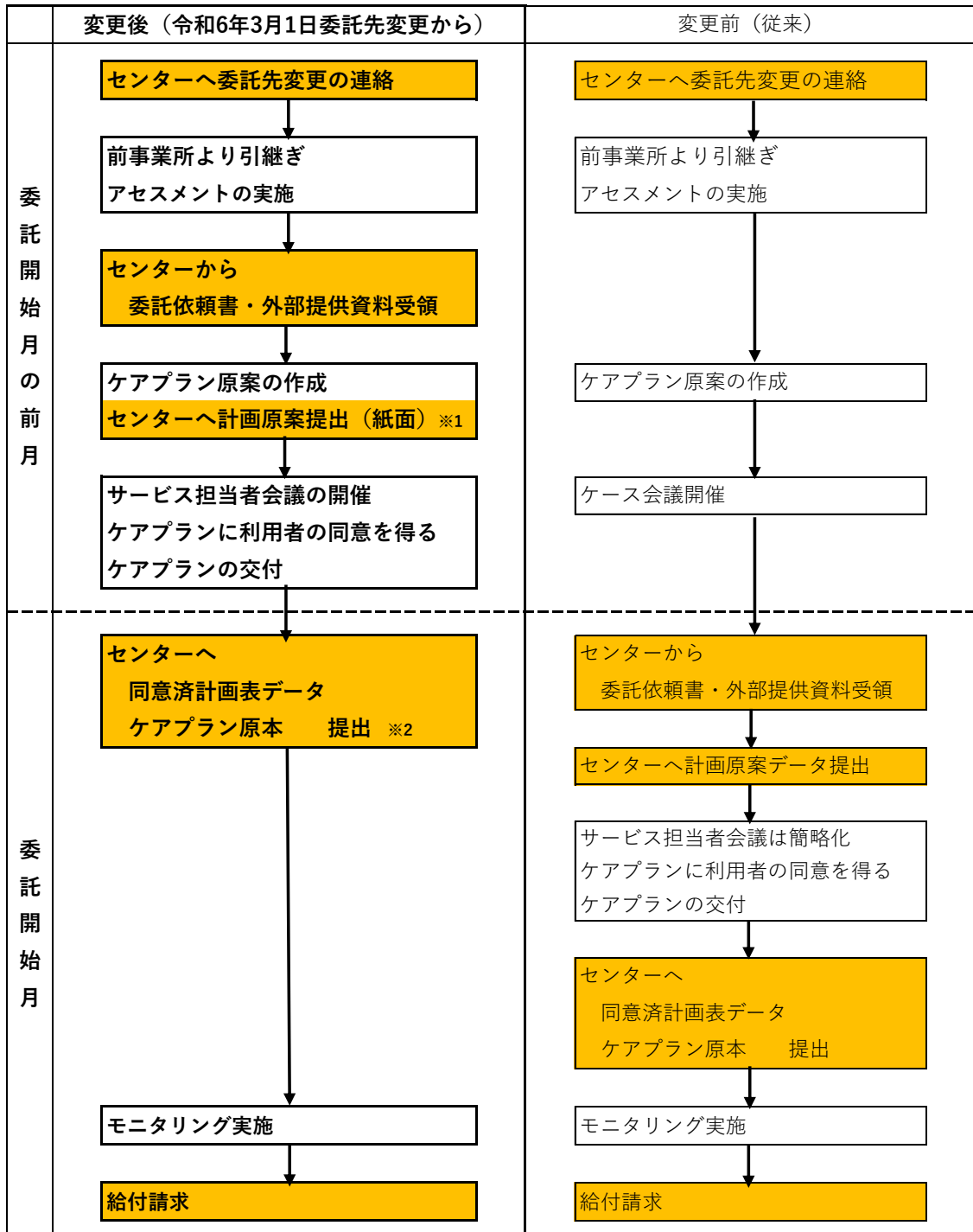
また、同意済計画表データについては、委託開始後にデータで提出してください。（委

託先変更の場合の計画原案及び同意済計画表データの提出方法が通常の運用と異なりますが、いずれもセンターが使用するシステムの都合上、御協力をお願いするものです。）

なお、委託料の請求は、委託先変更し事業所がマネジメントを開始した月から発生します。

【表1】委託先変更における運用変更

■：センターとの連携内容



※1 計画原案は紙面で提出してください。原案データの提出は不要です。

※2 マネジメント開始後に同意済み計画表データ及びケアプラン原本を提出してください。

2 委託先変更における個人情報の引継ぎについて

委託先変更における個人情報の引継ぎについて、次のとおり変更します。

(1) 変更前（従来）

利用者に説明し同意を得られた場合、新しい事業所に対し、ケアプランは紙面で提供可能。利用者基本情報の内容は、口頭でのみ提供可能。

(2) 変更後（本通知発出以降）

利用者に説明し同意を得られた場合、新しい事業所に対し、ケアプラン及び利用者基本情報を紙面で提供可能とする。

3 サービス事業所からの利用実績報告書（サービス提供票・モニタリング報告書等）の支援経過への記載内容について

介護予防ケアマネジメント等業務委託仕様書に記載しているとおり、サービス事業所等からサービス提供状況や利用者の状態等に関する報告を聴取した内容については、支援経過記録に要点を記載してください。

センターにおいて、委託利用者に係る利用実績報告書等を原本で保管できないため、支援経過記録のみが記録として残ります。必ずしも、モニタリング報告書等の文面すべてを記載する必要はありませんが、要点の記載をお願いします。

4 新規の暫定利用者の契約について

事業所が、要支援認定の可能性のある新規の暫定利用者※を受け持つ場合は、必ず、暫定利用開始前にセンターへの連絡をお願いします。

そのうえで、認定結果が要支援認定であった場合は、センターが利用者と介護予防ケアマネジメント等に関する契約（契約日は、事業所から事前連絡があった日に遡る）を行います。

ただし、要支援認定の可能性のある新規の暫定利用者※のうち、利用者が悪性腫瘍等の進行性の疾患を有し急変する可能性がある場合は、暫定利用開始前に、センターが利用者と介護予防ケアマネジメント等に関する契約を行う場合があります。

なお、暫定利用期間中に予期せぬ事態により利用者が死亡し、認定結果が要支援であった場合については対応を協議しますので、センターまで御相談ください。

※新規の暫定利用者（センターに連絡が必要な利用者）

- ① 要支援認定の可能性があり、介護保険新規申請中に暫定利用する者。
- ② 要支援認定を受けているが、介護予防ケアマネジメント等に関する契約が未契約（サービス未利用）であり、状態悪化等により変更申請中に暫定利用する者。
- ③ 要介護認定の区分変更する場合で、要支援認定の可能性のある者。
- ④ 要介護認定を更新する場合で、認定遅れ等により更新月内に認定が確認できず、要支援認定の可能性のある者。

5 センターとの委託業務の連携について

センターとの連携日については、原則金曜日としていますが、従来どおり、利用者へのサービス提供を急ぐ場合等、やむを得ない場合は、担当センターまで連絡をしてください。定例日以外で連携を調整します。